

## 船舶インシデント調査報告書

令和5年10月25日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和4年6月4日 09時40分ごろ
発生場所	静岡県焼津市大井川港東方沖 大井川港南防波堤灯台から真方位102° 3.1海里付近 （概位 北緯34° 46.0′ 東経138° 22.0′）
インシデントの概要	漁船第二十八常盤丸は、南進中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和4年12月7日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第二十八常盤丸、349トン 120134、大倉漁業株式会社（A社） ディーゼル機関、船内機、4サイクル、出力1,912kW、回転数 毎分540、6気筒、ボア340mm、使用燃料A重油、平成10年 5月機関製造、平成10年6月進水
乗組員等に関する情報	船長、三級（航海） 機関長、四級（機関）（機関限定）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	<p>本船は、船長及び機関長ほか22人（日本国籍11人、フィリピン共和国籍8人、ミクロネシア連邦籍3人）が乗り組み、約13ノットの対地速力で南進中、主機から異音が、過給機にサージング*1が生じ、また、クランク室の安全弁から潤滑油ミストが噴き出したことに機関当直中の機関士が気づき、主機を停止した。</p> <p>機関長は、機関室後部の漁獲物処理場で異音を聞いて機関室に戻り、機関部乗組員と共に主機を点検したところ、船尾から順に番号が付された2番シリンダのクランクピンの焼付きを認めた。</p> <p>船長は、機関長から主機が運転できなくなった旨の報告を受け、運航不能と判断してA社担当者に連絡し、本船は、本船の搭載艇にえい航されて焼津市焼津港に入港した。</p> <p>主機は、潤滑油サンプタンクの潤滑油が主機直結の潤滑油ポンプで吸入加圧され、潤滑油冷却器、潤滑油こし器を経て潤滑油主管に送られ、主軸受、クランク軸、ピストン、カム軸、過給機のロータ軸受等</p>

\*1 「サージング」とは、過給機のブロワ側からの吐出圧力が主機に圧力差で流れずにせき止められ、激しい振動と騒音を発生する現象のことをいう。

	<p>を潤滑及び冷却して同サンプタンクに戻って循環するようになっていた。</p> <p>本船は、機関製造会社の担当者により、主機の開放点検が行われた結果、主機の潤滑油主管から枝分かれした2番シリンダの主軸受への潤滑油注油孔（以下「潤滑油注油孔」という。）に本船側で使用されたウエスが詰まっており、潤滑油の供給不足により2番シリンダのクランクピン及びピストン等に焼付きを生じたものと判断され、クランク軸及びピストン等が交換されて復旧した。</p> <p>機関長は、本インシデントの9日前に焼津港で停泊中、機関員4人と共に主機の潤滑油こし器を開放してエレメントを外し、ウエスで同こし器の内部を拭き取る清掃作業を行った際、所用があり途中から機関員4人に作業を任せましたが、その際にウエスが残った状態で組み立てられたのではないかと思った。機関長は、同作業が慣れた作業であったので、組み立て前の点検を行わなかった。</p> <p>機関部乗組員は、主機の潤滑油こし器を1航海（約40日）ごとに開放清掃していた。</p>
<p><b>分析</b></p>	<p>本船は、南進中、潤滑油注油孔にウエスが詰まっていたことから、潤滑油の供給が不足し、主機2番シリンダのクランクピン及びピストン等に焼付きを生じて主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと推定される。</p> <p>機関長は、主機の潤滑油こし器の開放清掃を行った際、機関員に作業を任せましたが、ウエスが残った状態で組み立てられ、組み立て前の点検を行わなかったことから、同こし器の内部にウエスが残っていることに気付かなかったものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本インシデントは、本船が、南進中、潤滑油注油孔にウエスが詰まっていたため、潤滑油の供給が不足し、主機2番シリンダのクランクピン及びピストン等に焼付きを生じて主機の運転ができなくなったことにより発生したものと推定される。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機関部乗組員は、潤滑油こし器を開放して清掃する際、内部にウエス等がないことを点検した後に組み立てること。</li> <li>・ 機関長は、潤滑油こし器を開放して組み立てる際、立ち合い、潤滑油こし器内部を確認すること。</li> </ul>